

**5月は自転車月間です**

**自転車はルールを守って正しく乗りましょう**

【担当課】 交通政策課交通安全対策担当 ☎03-5654-8386



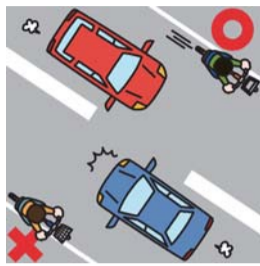
**車道の右側通行(逆走)禁止**

自転車は車道の左側(左端)を走ることが原則です。一方通行や路側帯がある道路も左側を通行しましょう。

**自転車ナビマーク**

自転車ナビマークは、車道の通行すべき部分および方向を明示する物です。自転車は、矢印の方向に進行してください(逆走はできません)。

※この表示は自転車優先の意味ではありません。



自転車ナビマーク

**これらの運転はすべて禁止されています  
大変危険です!**

**◆ながら運転**

- ・スマホなどを使いながら
- ・傘を差しながら
- ・イヤホンなどで音楽を聴きながら

**◆飲酒運転**

**◆並走運転**



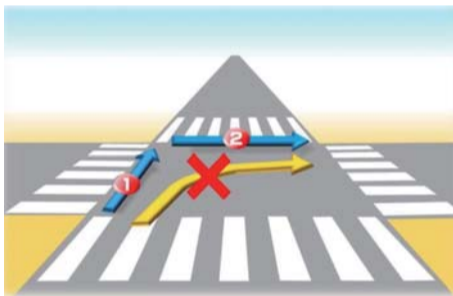
**安全運転で事故防止**

▶交差点では飛び出さず、一時停止をして安全確認をしましょう。

▶右折は二段階右折です。できるだけ道路の左側に寄って、交差点の向こう側まで直進し、減速してから曲がりましょう(右図参照)。

▶走り出すとき、曲がるときは後方確認もしましょう。

▶暗くなりはじめたら、早めにライトを点灯しましょう。また、自分の位置を知らせるために反射材をつけましょう。



**歩道の通行について**

道路標識・標示で指示された場合や、交通の状況から見てやむを得ない場合、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な方が運転する場合は、自転車で歩道を通行できます。

歩道を通行するときは次の点に注意しましょう。

- ▶歩道は歩いている人が優先です。歩行者の邪魔をしてはいけません。
- ▶車道寄りを徐行し、自転車同士がすれ違うときは、お互いを右側に見ながら通行しましょう。

**自転車から離れるときは子どもを降ろしましょう**

子どもを自転車の補助席に乗せたまま保護者が離れた間に自転車が転倒し、頭部にけがををするといった事故が発生しています。短時

間でも子どもを乗せたまま自転車を離れることはやめましょう。また、事故から身を守るため、子どもも大人もヘルメットを着用しましょう。

**自転車の鍵掛けは義務です**

区内の犯罪発生件数の約4割が自転車盗難です。また、盗難に遭った自転車の約6割が無施錠でした。自転車から離れるときは必ず鍵を掛けましょう。(亀有・葛飾警察署調べ平成31年1月～令和元年12月)

**自転車盗の防犯対策**

- 必ず自転車防犯登録をする。
- 自転車から離れる時はわずかな時間でも鍵を掛ける。
- 防犯性能の高い鍵を使用し、ツーロック(二重鍵)以上の鍵掛けを心掛ける。
- 防犯対策がとられている駐輪場を利用する。
- 駐輪場内の構造物など、動かないものにくくりつけて鍵を掛ける。

**放置自転車はやめましょう**

自転車は路上ではなく、駐輪場などの決められた場所に鍵を掛けて止めてください。駅周辺の放置自転車整理区域内の路上に自転車を置いてその場を離れると、放置自転車とみなします。警告札を貼られたまま1時間以上経過した自転車は撤去します。返還には3,000円の手数料が必要です。

**東京都が条例で自転車保険の加入を義務化しました**

自転車損害賠償保険などへの加入が必要です。自転車の事故でも多額の賠償金が課される場合があります。

※例 「歩行者との事故(歩行者は意識不明)」  
損害賠償金：約9,500万円

**安全な自転車に乗りましょう**

**「ぶたはしゃべる」で自転車点検!**



- ぶ** ブレーキは利きますか?
- た** タイヤに空気は入っていますか? すり減っていませんか?
- は** 反射材はありますか? 壊れていませんか?
- しゃ** 車体(ハンドル・サドル・チェーン)に不具合はありませんか?
- べる** ベルは鳴りますか?

**民営自転車等駐車場設置費の一部を補助しています**

区では、自転車等駐車場を設置し運営する場合に、建設費および管理運営費の一部を補助しています。詳しくは、区ホームページ(トップ→くらしのガイド→まちづくり→駐輪→民営自転車等駐車場設置に対する補助のご案内)をご覧ください。

**【主な条件】**

- ▶駅から半径300m以内であること
- ▶5年以上継続して経営すること
- ▶自転車を30台以上収容できること

【担当課】 交通政策課交通安全対策担当  
☎03-5654-8386

**証明書自動交付サービスの利用停止のお知らせ**

**【期間】**

5月2日(土)～6日(水・振休)の終日

機器のメンテナンスのため、コンビニエンスストア(セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、コミュニティ・ストア、ミニストップ)での証明書自動交付サービス(住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税課税(非課税)証明書、納税証明書の交付)の利用を停止します。

【担当課】 戸籍住民課 ☎03-5654-8192

— 広告 内容については広告主にお問い合わせください。 —

**軽費老人ホーム**

**入居者募集**

◇60才以上、自立された方が対象の施設です  
**月々99,310円～**

- ※上記は保証金30万を選択の場合
- ※食事代込
- ※公的補助あり



詳しくはお気軽にお問い合わせ下さい

社会福祉法人 いろは福祉会

ケアハウス **グレースビレッジ**

葛飾区鎌倉 1-3-1

**電話(5668)0294**